



太田市水防計画

2025年4月

太 田 市



目 次

<本 編>

第1章 総則	1
1.1 目 的	1
1.2 用語の定義	1
1.3 水防の責任等	3
1.4 水防計画の作成及び変更	3
1.5 安全配慮	4
第2章 水防組織	5
第3章 重要水防箇所	7
第4章 予報及び警報	8
4.1 気象庁が行う予報及び警報	8
4.2 洪水予報河川における洪水予報	11
4.3 水位周知河川における水位到達情報	14
4.4 河川に関する水防警報	15
第5章 水位等の観測及び通報	19
5.1 水位の観測	19
5.2 雨量の観測	19
5.3 水位等の通報系統図	19
第6章 気象予報等の情報収集	20
第7章 水門等の操作	25
第8章 通信連絡	25
第9章 水防施設及び輸送	26
9.1 水防倉庫及び備蓄資器材	26
9.2 輸送の確保	26
第10章 水防活動	27
10.1 水防配備	27
10.2 巡視及び警戒	28
10.3 水防作業	29
10.4 警戒区域の指定	29

10.5	避難のための立退き.....	30
10.6	決壊等の通報.....	30
10.7	水防配備の解除.....	30
第11章	水防信号及び水防標識.....	31
11.1	水防信号.....	31
11.2	水防標識.....	31
第12章	協力及び応援.....	32
12.1	河川管理者の協力.....	32
12.2	下水道管理者の協力.....	32
12.3	水防管理団体相互の応援及び相互協定.....	33
12.4	警察官の援助要求.....	33
12.5	自衛隊の派遣要請.....	33
12.6	国（河川事務所、地方気象台等）及び県（太田土木事務所）との連携.....	33
12.7	企業（地元建設業等）との連携.....	34
12.8	住民、自主防災組織等との連携.....	34
第13章	費用負担と公用負担.....	35
13.1	費用負担.....	35
13.2	公用負担.....	35
第14章	水防報告.....	37
第15章	水防訓練.....	37
第16章	洪水浸水想定区域等における 円滑かつ迅速な避難の確保 及び浸水の防止のための措置.....	38
16.1	洪水浸水想定区域の指定状況.....	38
16.2	洪水浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置.....	38
16.3	太田市防災マップ（洪水ハザードマップ）.....	39
16.4	要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等	39
16.5	大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等.....	39

<本編>

第1章 総則

1.1 目 的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号、以下「法」という。）第4条の規定に基づき、群馬県知事（以下「知事」という。）から指定された指定水防管理団体たる太田市が、同法第33条第1項の規定に基づき、群馬県水防計画に応じて管内河川の洪水等による水災を警戒し、防御し及びこれによる被害を軽減するために、水防上必要な事項を定め水防活動の万全を期し、もって、公共の安全を保持することを目的とする。

1.2 用語の定義

主な水防用語の意義は次のとおりである。

(1) 水防管理団体

水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう（法第2条第2項）。

(2) 指定水防管理団体

水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう（法第4条）。

(3) 水防管理者

水防管理団体である市長村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう（法第2条第3項）。

(4) 消防機関

消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう（法第2条第4項）。

(5) 消防機関の長

消防本部を置く市町村にあっては消防長を、消防本部を置かない市町村にあっては消防団の長をいう（法第2条第5項）。

(6) 水防団

法第6条に規定する水防団をいう。

(7) 量水標管理者

量水標その他の水位観測施設の管理者をいう（法第2条第7項、法第10条第3項）。

県の水防計画で定める量水標管理者は、県の水防計画で定めるところにより、水位を通報及び公表しなければならない（法第12条）。

(8) 水防協力団体

水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他法人でない団

体であって、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう（法第 36 条第 1 項）。

（9） 洪水予報河川

国土交通大臣又は知事が、流域面積が大きい河川で、洪水等により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う（法第 10 条第 2 項、法第 11 条第 1 項、気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）第 14 条の 2 第 2 項及び第 3 項）。

（10） 水防警報

国土交通大臣又は知事が、洪水等により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川等（水防警報河川等）について、国土交通大臣又は知事が、洪水等によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第 2 条第 8 項、法第 16 条）。

（11） 水位周知河川

国土交通大臣又は知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う（法第 13 条）。

（12） 水位到達情報

水位到達情報とは、水位周知河川において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、水位周知河川においては氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報及び氾濫発生情報のことをいう。

（13） 水防団待機水位（通報水位）

量水標の設置されている地点ごとに知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第 12 条第 1 項に規定される通報水位）をいう。水防管理者又は量水標管理者は、洪水等のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。

（14） 氾濫注意水位（警戒水位）

水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水等による災害の発生を警戒すべきものとして知事が定める水位（法第 12 条第 2 項に規定される警戒水位）をいう。水防団の出動の目安となる水位である。量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。

（15） 避難判断水位

市長の高齢者等避難発令の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。

(16) 氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市長の避難情報の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。

(17) 洪水特別警戒水位

法第13条第1項及び第2項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣又は知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

(18) 重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、越水等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

(19) 洪水浸水想定区域

洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は知事が指定した区域をいう（法第14条）。

(20) 氾濫開始相当水位

ある河川の一連の区域で最も越水・溢水の可能性が高いと考えられる箇所において堤防天端高など氾濫が開始する各箇所の水位を、その箇所を受け持つ基準水位観測所に換算した水位をいう。市長の緊急安全確保の発令判断の目安となる水位。

1.3 水防の責任等

(1) 水防管理団体の責任

管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する。

(2) 居住者等の水防義務

水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者は、水防管理者又は消防機関の長により、出動を命ぜられた場合は直ちにこれに協力し、水防に従事しなければならない。

1.4 水防計画の作成及び変更

(1) 水防計画の作成及び変更

市は、毎年、県の水防計画に応じて、出水期前までに水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは変更を行う。水防計画を変更（軽微なものを除く。）するときは、あらかじめ、防災会議に諮るとともに、知事に届け出るものとする。また、市は、水防計画を変更したときは、その要旨を公表するものとする。

(2) 大規模氾濫減災協議会

国土交通大臣が組織する大規模氾濫減災協議会及び知事が組織する河川氾濫に関する群馬県減災対策協議会において取りまとめられた「地域の取組方針」については、水防計画へ反映するなどして、取組を推進するものとする。

1.5 安全配慮

水防活動に当たっては、活動環境及び活動内容を的確に把握し、それに適応した安全措置を講じ、常に安全確保に努めなければならない。また、水防従事者は安全確保の基本が自己にあることを認識するとともに、常に水防従事者相互が安全に配慮し合い、危険防止に努めなければならない。

- 水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- 水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のもので不通の場合でも利用可能な通信機器を携帯する。
- 水防活動は、ラジオを携帯する等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- 指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため水防従事者を随時交代させる。
- 水防活動は原則として複数人で行う。
- 水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- 指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防従事者の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。

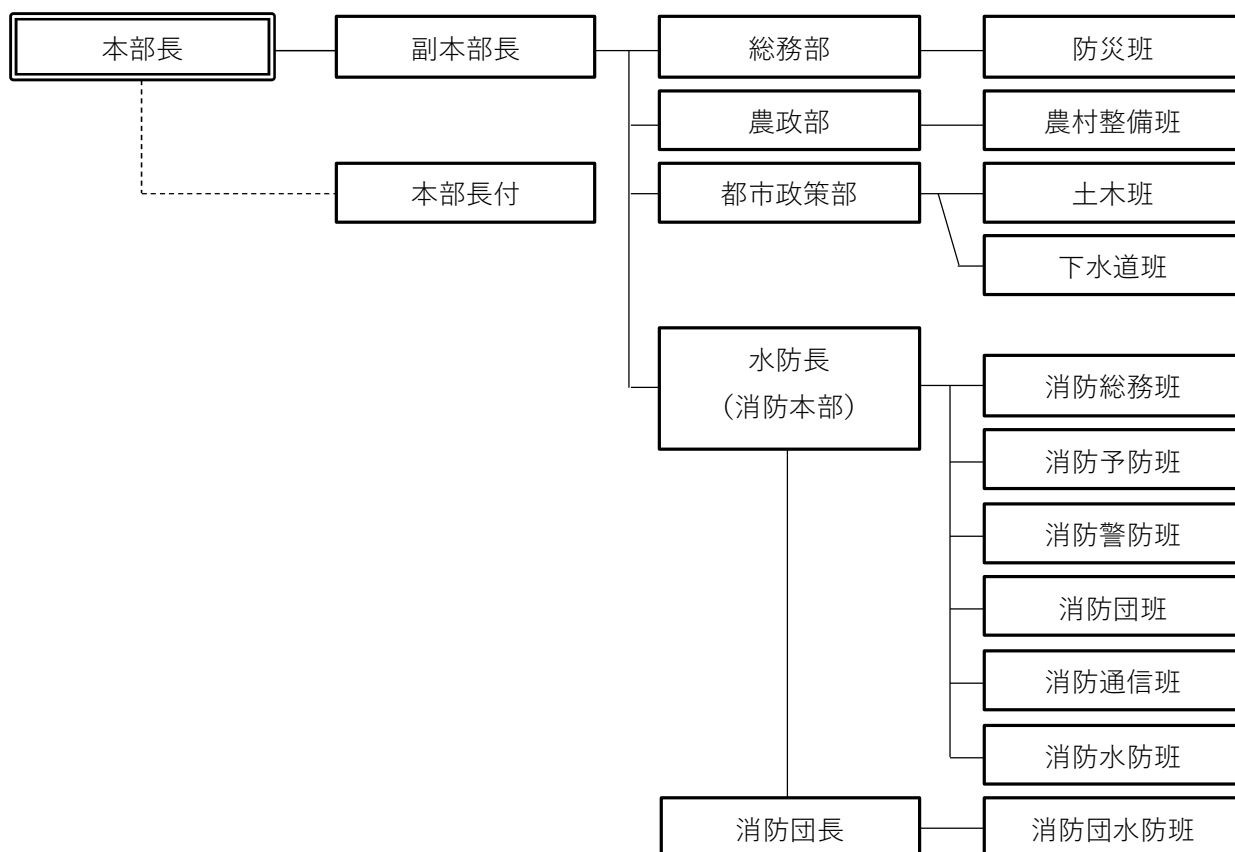
第2章 水防組織

(1) 水防に関係のある警報・注意報等により、洪水等の発生するおそれがあると認められるときから洪水等のおそれがなくなったと認められるときまで、市は市役所内に水防本部を設置する。

なお、水防本部は「太田市災害対策本部」が設置された場合には、同本部に統合されるものとする。

(2) 水防本部の組織は次図のとおりとし、編成に当たっては「太田市災害対策本部」を構成する各部各班のうち、水防活動に特に関係の深い部班とし、水防業務に当たる。各班の任務は太田市地域防災計画に定めるほか、次表によるものとする。

【水防本部組織図】



【水防本部組織表】

職 名	担当職	任 務
本部長	市長	市本部の総括
副本部長	副市長	本部長の補佐及び本部長に事故あるときの代理
本部長付	教育長	状況に応じた対策事項等の指示

部局等名	部局等長	班名	班長名	任 務
総務部	総務部長 (危機管理監)	防災班	危機管理室長	1 水防本部及び水防機関等に関する事 2 気象予警報等の収集・伝達に関する事 3 避難情報に関する事 4 水防連絡会に関する事 5 水防計画・訓練に関する事
農政部	農政部長	農 村 整備班	農村整備課長	1 農地防災に関する事 2 河川情報の収集に関する事 3 水門等管理に関する事
都市政策部	都市政策部長	土木班	道路整備課長	1 現地被害調査報告及び応急対策に関する事 2 河川情報の収集に関する事 3 地元建設業等との応援協定に関する事 4 水門等管理に関する事
			道路保全課長	1 水防資器材に関する事 2 水防活動に関する事
		下水道班	下水道課長	1 下水道配管等に関する事 2 下水道処理場に関する事
消防本部	消防長 (水防長)	消 防 総務班	消防総務課長	1 水害情報の集計に関する事 2 公用負担に関する事 3 消防本部内の連絡調整に関する事
		消 防 予防班	予防課長	1 水害時の広報に関する事 2 水害情報の収集に関する事 3 避難誘導に関する事
		消 防 警防班	警防課長 指揮隊長 救急課長	1 現地水防指揮に関する事 2 消防相互応援協定等に関する事
		消 防 団 班	消防総務課長	1 消防団と各班との連絡調整に関する事 2 消防団の公務災害補償に関する事
		消 防 通信班	通信指令課長	1 水害情報の収集及び出動命令に関する事 2 非常招集の伝達に関する事 3 気象予警報等の収集・伝達に関する事
		消 防 水防班	各消防署長	1 避難誘導及び警戒区域の設置に関する事 2 水防資器材に関する事 3 水防活動に関する事
	消防団長	消防団 水防班	分団長	1 消防団の総括及び団員の指揮に関する事 2 水防活動に関する事

第3章 重要水防箇所

重要水防箇所の指定基準は、資料3-1のとおりである。

市内の重要水防箇所の詳細は下表のとおりであり、指定箇所は資料3-2のとおりである。

⇒資料3-1 重要水防箇所指定基準

⇒資料3-2 重要水防箇所

【市内の重要水防箇所】

(令和6年度 群馬県水防計画 参照)

重要水防箇所総括表（太田市）								
合 計			一級河川指定区間 (県管理河川)			一級河川指定区間外 (国管理河川)		
河 川		5	河 川		2	河 川		3
A	箇 所	1	A	箇 所	0	A	箇 所	1
	延 長	55.0		延 長	0		延 長	55.0
B	箇 所	183	B	箇 所	19	B	箇 所	164
	延 長	23,273.0		延 長	12,160		延 長	11,113.0
要注意	箇 所	31	要注意	箇 所	0	要注意	箇 所	31
	延 長	3576.1		延 長	0		延 長	3,576.1
計	箇 所	215	計	箇 所	19	計	箇 所	196
	延 長	26,904		延 長	12,160		延 長	14,744.1

第4章 予報及び警報

4.1 気象庁が行う予報及び警報

(1) 気象庁が発表又は伝達する注意報及び警報

前橋地方気象庁が発表する注意報、警報の種類及び発表基準は、次のとおりであり、水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、指定河川洪水予報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。

【種類及び発表基準について】

水防活動の利用に適合する 注意報・警報	一般の利用に適合する 注意報・警報・特別警報	発表基準
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき。
水防活動用 気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。
	大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき。
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき。
水防活動用 洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。

※一般の利用に適合する洪水の特別警報は設けられていない。

【大雨注意報 発表基準】

一次細分区域	市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
南部	伊勢崎・太田地域	太田市	11	70

【大雨警報 発表基準】

一次細分区域	市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
南部	伊勢崎・太田地域	太田市	21	120

【大雨特別警報 発表基準】

台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合

【洪水注意報 発表基準】

一次 細分区域	市町村等を まとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準※	指定河川洪水予報 による基準
南部	伊勢崎・太田地域	太田市	早川流域＝15.1 蛇川流域＝12.4 聖川流域＝ 4.7 高寺川流域＝ 6.0 大川流域＝ 3.1	利根川流域＝ (9, 72.3) 石田川流域＝ (5, 10.5) 蛇川流域＝ (5, 12.4) 高寺川流域＝ (5, 6.0) 大川流域＝ (9, 2.5)	渡良瀬川上流部 ⇒[高津戸] 利根川水系石田川 ⇒[下田島・牛沢] 利根川上流部 ⇒[八斗島]

※（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表している。

【洪水警報 発表基準】

一次 細分区域	市町村等を まとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準※	指定河川洪水予報 による基準
南部	伊勢崎・太田地域	太田市	早川流域＝18.9 蛇川流域＝15.6 聖川流域＝ 5.9 高寺川流域＝ 7.5 大川流域＝ 4.3	石田川流域＝ (8, 11.8) 大川流域 (12, 3.1)	渡良瀬川上流部 ⇒[高津戸] 利根川水系石田川 ⇒[下田島・牛沢] 利根川上流部 ⇒[八斗島]

※（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表している。

(2) 大雨警報・洪水警報等を補足する情報

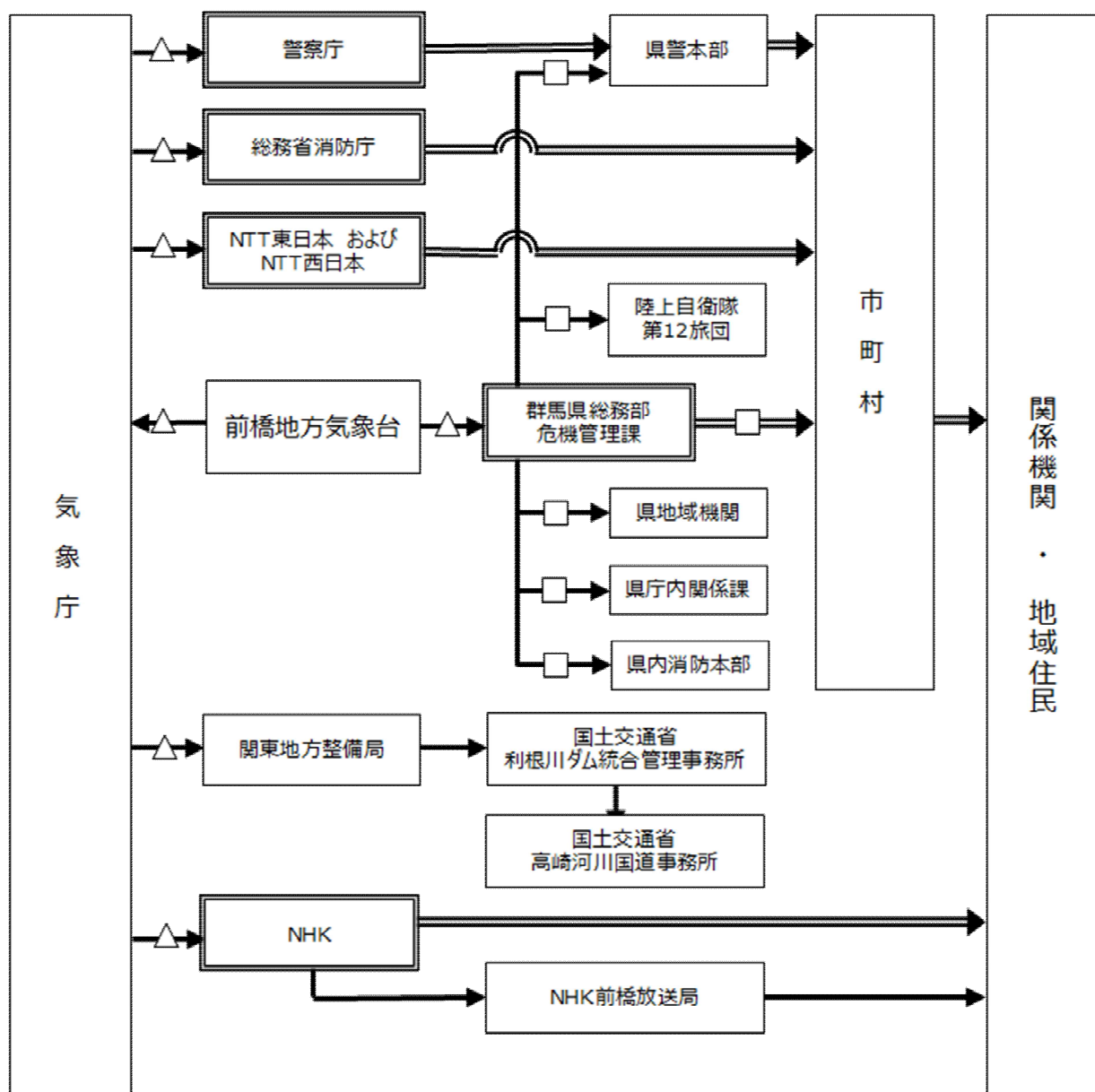
気象庁は、注意報、警報、特別警報を補足する情報として、大雨警報（浸水害）の危険度分布及び流域雨量指数の予測値を発表する。これらの概要は次のとおりである。

種 類	内 容
浸水キキクル (大雨警報(浸水害)の 危険度分布)	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報（常時10分ごとに更新）
洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で概ね1 km ごとに色分けして示す情報
流域雨量指数の予測値	各河川の上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測（解析雨量及び降雨短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新

(3) 警報等の伝達系統及び手段

前橋地方気象台からの気象情報の伝達系統及び伝達手段は、以下のとおりとする。

別紙1 気象警報の伝達系統図



※ 各種防災気象情報は前橋地方気象台から配信される

※ 緊急速報メールは、気象等（大雨、暴風、暴風雪、大雪）に関する特別警報が対象市町村に初めて発表されたときに、携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される

(注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先

(注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2から6及び第15条の二の2から5によって、特別警報の通知又は周知の措置が義務づけられている伝達経路

△ 専用回線

□ 県防災情報通信ネットワーク

4.2 洪水予報河川における洪水予報

(1) 種類及び発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について洪水予報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について洪水予報をしたときは、水防管理者等に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、これを一般に周知するものとする。

発表する情報の種類、発表基準は、次のとおりである。

種 類	発表基準
氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達したとき
氾濫警戒情報	基準地点の水位が避難判断水位に到達したとき
氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達したとき。
氾濫発生情報	氾濫が発生したとき。

(2) 国土交通省と気象庁が共同で行う洪水予報

【①洪水予報を行う河川名、区域】

予報区域名	河川名	洪水予報実施区域
利根川 上流部	利根川	左岸 群馬県伊勢崎市柴町字小泉 1555 番地先から 茨城県猿島郡境町字北野 1920 番地先まで
		右岸 群馬県佐波郡玉村町大字小泉字飯玉前 70 番 6 地先から 江戸川分岐点まで
	広瀬川	左岸 群馬県伊勢崎市境中島字向川原 10 番 1 地先から 利根川への合流点まで
		右岸 群馬県伊勢崎市境中島字石島 1082 番 1 地先から 利根川への合流点まで
	早川	左岸 群馬県太田市武蔵島町 554 番 1 地先から 利根川への合流点まで
		右岸 群馬県太田市前島町 172 番 5 地先から 利根川への合流点まで
渡良瀬川 下流部	渡良瀬川	左岸 栃木県足利市若草町 12 番 1 地先から 利根川への合流点まで
		右岸 栃木県足利市福富町 1819 番 3 地先から 利根川への合流点まで
渡良瀬川 上流部	渡良瀬川	左岸 群馬県みどり市大間々町高津戸 1078 番 17 地先から 栃木県足利市若草町 12 番 1 地先まで
		右岸 群馬県みどり市大間々町大間々 2245 番 4 地先から 栃木県足利市福富町 1819 番 3 地先まで
	桐生川	左岸 群馬県桐生市菱町 4 丁目金葛 2442 番 2 地先から 渡良瀬川合流点まで
		右岸 群馬県桐生市天神町 3 丁目 360 番 12 地先から 渡良瀬川合流点まで

【②洪水予報の発表基準に関わる水位観測所】

予報区域名	河川名	洪水予報基準観測所	水防団待機水位	氾濫注意水位(警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位(危険水位)	所在地
利根川上流部	利根川	八斗島	0.80m	1.90m	3.10m	4.10m	群馬県伊勢崎市 八斗島町
		栗橋	2.70m	5.00m	7.60m	9.20m	埼玉県久喜市 栗橋
	広瀬川	八斗島	0.80m	1.90m	3.10m	4.10m	群馬県伊勢崎市 八斗島町
	早川						
渡良瀬川下流部	渡良瀬川	足利	3.00m	3.30m	4.90m	5.40m	栃木県足利市通 4丁目
		古河	2.70m	4.70m	8.90m	9.70m	茨城県古河市 桜町
渡良瀬川上流部	渡良瀬川	高津戸	2.20m	3.30m	4.40m	5.00m	みどり市 大間々町大間々
	桐生川	広見橋	1.70m	2.00m	3.00m	3.70m	桐生市東5丁目

【③洪水予報の発表者】

予報区域名	発表者
利根川上流部	・国土交通省関東地方整備局 ・気象庁
渡良瀬川下流部	
渡良瀬川上流部	・渡良瀬川河川事務所 ・前橋地方気象台 ・宇都宮地方気象台

【④洪水予報の発表形式】

発表形式は、**資料4-1**のとおり。

⇒資料4-1 洪水予報の発表様式【国土交通省と気象庁が共同で行う】

【⑤洪水予報の伝達経路及び手段】

洪水予報の伝達経路及び手段は、**資料4-2**のとおり。

機器障害により通常の伝達経路が途絶した場合は、「太田市地域防災計画 第2部 災害応急対策 I 風水害・雪害対策編 第2章 発災直後の情報収集・連絡及び通信の確保 第3節 通信手段の確保」に定めるとおりとする。

⇒資料4-2 洪水予報の伝達経路及び手段【国土交通省と気象庁が共同で行う】

(3) 県と気象庁が共同で行う洪水予報

【①洪水予報を行う河川名、区域、基準観測所】

予報区域名	河川名	洪水予報実施区域	基準観測所
利根川水系 石田川	石田川	自 左岸 群馬県太田市新田下江田町 431 番地 3 地先 右岸 群馬県太田市出塚町 605 番地 1 地先	下田島
		至 左岸 利根川合流点（古利根橋） 右岸 利根川合流点（古利根橋）	牛 沢

【②洪水予報の基準水位】

基準観測所	所在地	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	氾濫開始相当水位
下田島	太田市下田島町	1.10m	2.00m	2.70m	3.12m	3.72m
牛 沢	太田市牛沢町	1.70m	3.00m	3.10m	3.81m	4.78m

【③洪水予報の発表者】

予報区域名	発表者
石田川	・群馬県県土整備部河川課 ・前橋地方気象台

【④洪水予報の発表形式及び実施区域図】

発表形式は、[資料4-3](#)のとおり。実施区域は、[資料4-4](#)のとおり。

⇒資料4-3 洪水予報の発表様式【県と気象庁が共同で行う】

⇒資料4-4 洪水予報の実施区域図【県と気象庁が共同で行う】

【⑤洪水予報の伝達経路及び手段】

洪水予報の伝達経路及び手段は、[資料4-5](#)のとおり。

機器障害により通常の伝達経路が途絶した場合は、「太田市地域防災計画 第2部 災害応急対策 I 風水害・雪害対策編 第2章 発災直後の情報収集・連絡及び通信の確保 第3節 通信手段の確保」に定めるとおりとする。

⇒資料4-5 洪水予報の伝達経路及び手段【県と気象庁が共同で行う】

4.3 水位周知河川における水位到達情報

(1) 種類及び発表基準

知事は、国土交通大臣又は知事が指定した河川（水位周知河川）について、水位が氾濫危険水位（法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位）に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して水防管理者等に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させるものとする。

発表する情報の種類、発表基準は、次のとおりである。

種類	発表基準
氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達したとき。
氾濫警戒情報	基準地点の水位が避難判断水位に到達したとき。
氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達したとき。
氾濫発生情報	氾濫が発生したとき。

(2) 県が行う水位到達情報の通知検討

【①水位到達情報の通知を行う河川名、区域、基準観測所、基準水位、発表者】

河川名	区域	基準観測所		基準水位（m）					発表者
		名称	位置	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	氾濫開始相当水位	
早川	自 左岸：太田市徳川町（徳川橋） 右岸： " (")	徳川橋	太田市 徳川町	1.90	3.00	—	—	—	太田 土木 事務所
	至 左岸：太田市前島町（直轄上流端） 右岸： " (")	前島	太田市 前島町	2.00	3.00	3.70	4.30	5.11	
蛇川	自 左岸：太田市福沢町（福沢橋） 右岸：太田市細谷町（"） 至 石田川合流点	細谷	太田市 細谷町	2.10	3.20	3.20	3.78	4.33	
広瀬川	自 左岸：前橋市上増田町（桃ノ木川合流点） 右岸：前橋市駒形町（"） 至 利根川合流点	下武士	伊勢崎市 三光町	3.00	4.00	6.00	6.65	7.94	伊勢崎 土木 事務所
粕川	自 左岸：伊勢崎市市場町（赤堀橋） 右岸： " 赤堀今井町（"） 至 広瀬川合流点	境保泉	伊勢崎市 境保泉	2.80	4.20	—	—	—	

【②水位到達情報の通知の発表形式】

発表形式は、[資料4－6](#)のとおり。

⇒資料4－6 水位情報の通知及び周知の発表様式【県】

【③水位到達情報の伝達経路及び手段】

水位到達情報の伝達経路及び手段は、[資料4－7](#)のとおり。

機器障害により通常の伝達経路が途絶した場合は、「太田市地域防災計画 第2部 災害応急対策

I 風水害・雪害対策編 第2章 発災直後の情報収集・連絡及び通信の確保 第3節 通信手段の確保」に定めるとおりとする。

⇒資料4－7 水位情報の伝達経路及び手段【県】

4.4 河川に関する水防警報

知事は、国土交通大臣が指定した河川について、水防警報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について水防警報をしたときは、関係水防管理者その他水防に係りのある機関に通知するものとする。

(1) 国土交通省が行う水防警報

【①水防警報の種類、内容及び発表基準】

種 類	内 容	発 表 基 準
待 機	1 不意の出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 2 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予・警報等あるいは、河川の状況により、特に必要と認められるとき。
準 備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認められるとき。
出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	洪水注意報等により氾濫注意水位を越えるおそれがあるとき、又は、水位・流量等その他河川の状況により必要と認めるとき。
指 示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、堤防から水があふれる、漏水、堤防斜面の崩れ亀裂その他、河川状況より警戒を必要とする事項を指摘し警告するもの。	洪水警報等により、又は、既に氾濫注意水位を越え、災害の起こるおそれがあるとき。
解 除	水防活動を必要とする増水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所ごとによる一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位以下に下降したとき、又は、氾濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認められるとき。

【②水防警報を行う河川名、区域、基準観測所、基準水位、発表者】

河川名	基準観測所		区 域	基準水位 (m)				発表者
	名称	位置		水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	
利根川	八斗島	伊勢崎市八斗島町	自 左岸：伊勢崎市柴町字小泉 1555 番地先 至 右岸：佐波郡玉村町大字小泉字飯玉前 70 番 6 地先 左岸：太田市古戸町 75 番 1 地先 右岸：埼玉県熊谷市俵瀬字千通 780 番 1 地先	0.80	1.90	3.10	4.10	利根川上流河川事務所
早川	八斗島	伊勢崎市八斗島町	自 左岸：太田市武蔵島町 554 番地 1 地先 至 右岸：太田市前島町 172 番地 5 地先 左岸：利根川合流点 右岸：利根川合流点	0.80	1.90	3.10	4.10	
渡良瀬川	高津戸	みどり市大間々町大間々	自 左岸：みどり市大間々町高津戸 1078 番 17 地先 至 右岸：みどり市大間々町大間々 2245 番 4 地先 左岸：桐生市境野町 7 丁目 1863 番 1 地先 右岸：太田市市場町 718 番 1 地先	2.20	3.30	4.40	5.00	渡良瀬川河川事務所
渡良瀬川	足利	栃木県足利市通 4 丁目	自 左岸：栃木県足利市小俣町 57 番 2 地先 至 右岸：栃木県足利市中川町 3750 番 1 地先 左岸：栃木県栃木市藤岡町藤岡 5879 番 7 地先 右岸：栃木県栃木市藤岡町藤岡 5721 番 12 地先	3.00	3.30	4.90	5.40	
桐生川	広見橋	桐生市東 5 丁目	自 左岸：桐生市菱町 4 丁目字金葛 2442 番 2 地先 至 右岸：桐生市天神町 3 丁目 360 番 12 地先 左岸：渡良瀬川合流点 右岸：渡良瀬川合流点	1.70	2.00	3.00	3.70	

【③水防警報の発表形式】

発表形式は、**資料 4－8**のとおり。

⇒資料 4－8 水防警報の発表様式【国土交通省】

【④水防警報の伝達経路及び手段】

水防警報の伝達経路及び手段は、**資料 4－9**のとおり。

機器障害により通常の伝達経路が途絶した場合は、「太田市地域防災計画 第 2 部 災害応急対策 I 風水害・雪害対策編 第 2 章 発災直後の情報収集・連絡及び通信の確保 第 3 節 通信手段の確保」に定めるとおりとする。

⇒資料 4－9 水防警報の伝達経路及び手段【国土交通省】

(2) 県が行う水防警報

【①水防警報の種類、内容及び発表基準】

種 類	内 容	発 表 基 準
待 機	1 不意の出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 2 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予・警報等及び河川状況により特に必要と認められるとき、又は、水防団待機水位に達した、又は、氾濫注意水位以下に下降したとき。
準 備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認められるとき。
出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	洪水注意報等により、又は、水位、流量、その他の河川状況により、氾濫注意水位を越えるおそれがあるとき。
指 示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、堤防から水があふれる、漏水、堤防斜面の崩れ亀裂その他、河川状況より警戒を必要とする事項を指摘し警告するもの。	洪水警報等により、又は、既に氾濫注意水位を越え、災害の起こるおそれがあるとき。
解 除	水防活動を必要とする増水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所ごとによる一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	水防団待機水位以下に下降したとき、又は、水防団待機水位以上であつても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認められるとき。

【②水防警報を行う河川名、区域、基準観測所、基準水位、発表者】

河川名	基準観測所		区 域		基準水位（m）					発表者
	名称	位置			水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	氾濫開始相当水位	
石田川	下田島	太田市 下田島町	自 至	左岸：太田市新田下江田町 右岸：太田市出塚町 利根川合流点	1.10	2.00	2.70	3.12	3.72	群馬県太田土木事務所
	牛沢	太田市 牛沢町			1.70	3.00	3.10	3.81	4.78	
早川	徳川橋	太田市 徳川町	自 至	左岸：太田市徳川町 右岸：太田市徳川町 太田市前島町 直轄上流端	1.90	3.00	－	－	－	
	前島	太田市 武蔵島町			2.00	3.00	3.70	4.30	5.11	
蛇川	細谷	太田市 細谷町	自 至	左岸：太田市福沢町 右岸：太田市細谷町 石田川合流点	2.10	3.20	3.20	3.78	4.33	

【③水防警報の発表形式】

発表形式は、[資料4-10](#)のとおり。

⇒資料4-10 水防警報の発表様式【県】

【④水防警報の伝達経路及び手段】

水防警報の伝達経路及び手段は、[資料4-11](#)のとおり。

機器障害により通常の伝達経路が途絶した場合は、「太田市地域防災計画 第2部 災害応急対策 I 風水害・雪害対策編 第2章 発災直後の情報収集・連絡及び通信の確保 第3節 通信手段の確保」に定めるとおりとする。

⇒資料4-11 水防警報の伝達経路及び手段【県】

第5章 水位等の観測及び通報

5.1 水位の観測

当市に関連する水位観測所及び危機管理型水位計の設置箇所は資料5-1のとおりである。

⇒資料5-1 水位観測施設一覧、危機管理型水位計設置箇所一覧

5.2 雨量の観測

当市に関連する雨量観測所は資料5-2のとおりである。

⇒資料5-2 雨量観測施設一覧

5.3 水位等の通報系統図

(1) 水防管理者による水位の通報系統は資料4-7、資料4-9、資料4-11のとおりである。

⇒資料4-7 水位情報の伝達経路及び手段【県】

⇒資料4-9 水防警報の伝達経路及び手段【国土交通省】

⇒資料4-11 水防警報の伝達経路及び手段【県】

(2) 雨量の通報系統は「水防計画 第4章 4.1(3)警報等の伝達系統及び手段」とおりである。

第6章 気象予報等の情報収集

気象予報、雨量、河川の水位等については、以下のホームページでパソコンや携帯電話から確認することができる。

【1 気象に関する情報】

項目	提供元	提供サイト
気象警報・注意報 (群馬県)	気象庁	気象庁ホームページ https://www.jma.go.jp/jma/index.html ホーム>防災情報>気象防災－気象警報・注意報 (地図から群馬県を選択) 
府県気象情報 (群馬県)	気象庁	気象庁ホームページ https://www.jma.go.jp/jma/index.html ホーム>防災情報>気象防災－気象情報 (地図から群馬県を選択) 

【2 雨量に関する情報】

■地点雨量の把握

項目	提供元	発表間隔	提供サイト
アメダス	気象庁	10 分毎 60 分毎	気象庁ホームページ https://www.jma.go.jp/jma/index.html ホーム>防災情報>気象の観測情報－アメダス 
テレメータ雨量、 リアルタイム雨量流域雨量	国土交通省	10 分毎	川の防災情報 https://www.river.go.jp/portall 

テレメータ水位	群馬県	10 分毎	群馬県水位雨量情報システム https://www.river-gunma.jp/ 
---------	-----	-------	---

■面的な雨量の把握

項目	提供元	発表間隔	提供サイト
レーダー雨量 (X R A I N)	国土交通省	1 分毎	川の防災情報 https://www.river.go.jp/portall 
雨雲の動き (高解像度降水ナウキャスト)	気象庁	5 分毎	気象庁ホームページ https://www.jma.go.jp/bosai/#area_type=offices&area_code=100000&pattern=rain_level 
大雨・洪水の危険度分布 ・浸水キキクル ・洪水キキクル ・土砂キキクル		10 分毎	

【3 水位に関する情報】

項目	提供元	発表間隔	提供サイト
テレメータ水位	国土交通省	10 分毎	川の防災情報 https://www.river.go.jp/portall 
テレメータ水位 水位予測	国土交通省	10 分毎	川の防災情報（市町村向け） https://city.river.go.jp/ （IDとパスワードが必要） 

危機管理型水位計の水位	一般財団法人 河川情報セン ター	2～10 分間隔	川の水位情報 https://k.river.go.jp/ 
水位情報	群馬県	10 分毎	群馬県水位雨量情報システム https://www.river-gunma.jp/ 
河川カメラ・水位情報	群馬県	10 分毎	かわみるぐんま https://suibou-gunma.jp/#/ 
河川カメラ・水位情報	群馬県	10 分毎	群馬県リアルタイム水害リスク情報システム (防災担当職員向け) https://gunma-suigai-risk.jp/index.html#/ (IDとパスワードが必要) 

【4 水害に関する情報】

項目	提供元	発表間隔	提供サイト
指定河川洪水予報	気象庁・ 国土交通省		気象庁ホームページ https://www.jma.go.jp/jma/index.html ホーム>防災情報>気象防災－指定河川洪水予報 
水位到達情報	国土交通省		川の防災情報 https://www.river.go.jp/portall 

項目	提供元	発表間隔	提供サイト
流域雨量指数の予測値	気象庁	30 分毎	気象庁防災情報提供システム https://bosai.jmainfo.go.jp/ssoatcag (IDとパスワードが必要) 
洪水浸水想定区域	気象庁	10 分毎	キキクル (危険度分布) https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#zoom:13/lat:36.298110/lon:139.225101/colordepth:normal/elements:land 

【5 土砂災害に関する情報】

項目	提供元	発表間隔	提供サイト
土砂災害警戒情報 (群馬県)	気象庁		気象庁ホームページ https://www.jma.go.jp/jma/index.html ホーム>防災情報>気象防災－土砂災害警戒情報 (地図から群馬県を選択) 
群馬県 土砂災害警戒情報・ 危険度情報	群馬県砂防課	10 分毎	県土砂災害警戒情報提供システム https://www.dosya-gunma.jp/sabo/ (IDとパスワードが必要) 

【6 群馬県内の防災情報】

項目	提供元	提供サイト
群馬県 県土整備部防災情報	群馬県	http://www.kendobousai-gunma.jp 
群馬県 防災ポータルサイト	群馬県	https://gunma.secure.force.com 

第7章 水門等の操作

- (1) 水防上重要な水門等は、**資料7-1**のとおりである。

⇒資料7-1 水門及び樋門等一覧

- (2) 水門等の操作は、水防管理者が雨量水位等情勢を判断し、太田土木事務所長と必要に応じて協議のうえ、操作責任者をして開閉させるものとする。
- (3) 水門等操作責任者は、水防管理者の指示により開閉を行い終了した場合には、直ちに消防機関の長に報告するものとする。
- (4) 水防管理者は、水門等の操作終了の報告を受けたときは、直ちに太田土木事務所長に報告するものとする。

第8章 通信連絡

水防時に必要な通信連絡の基本方針は、「太田市地域防災計画 第2部 災害応急対策 I 風水害・雪害対策編 第2章 発災直後の情報収集・連絡及び通信の確保 第3節 通信手段の確保」に定めるとおりとする。

第9章 水防施設及び輸送

9.1 水防倉庫及び備蓄資器材

水防倉庫及び備蓄資器材は、**資料9－1**のとおりである。

水防管理者は、水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材では不足するような緊急事態に際して、県の備蓄資器材を使用する場合には、太田土木事務所長に電話にて承認を受けるものとする。

⇒資料9－1 水防倉庫及び備蓄資器材一覧表

9.2 輸送の確保

非常の際、資器材、作業員その他輸送を確保するため、市内の重要水防区域においてあらゆる状況を推定して輸送経路図を作成し、太田土木事務所長に提出しておくものとする。

⇒資料9－2 輸送経路図

第10章 水防活動

10.1 水防配備

(1) 市の非常配備

市は、水防活動の利用に適合する予報及び警報等の発表があり、洪水のおそれがあると認められるときから、その危険が解消されるまでの間は非常配備により水防事務を処理するものとする。

種 別		配備基準	配備体制	該当課等
監視体制	監視 1号配備	■気象注意報(大雨、洪水、強風、大雪)が発表され、監視が必要な場合	■危機管理室の職員 ①情報収集及び県等関係機関との連絡 ②状況の変化による準備体制の移行への対応	危機管理室
	監視 2号配備	■気象警報(大雨、洪水、暴風、大雪)又は、水防警報が発表された場合	■防災関係課等の職員 ①各課の職員が情報収集活動 ②状況変化による配備体制の移行への対応	農村整備課、農業政策課、道路整備課、道路保全課、下水道課、市街地整備課、消防本部、花と緑の課
災害警戒本部	警戒 1号配備	■気象警報(大雨、洪水、暴風、大雪)又は水防警報が発表され、災害が発生するおそれがある場合	■防災関係課等の職員 ①情報収集活動及び災害応急対応配備	上記に加え、社会支援課、清掃事業課、行政センター、広報課
	警戒 2号配備		■災害警戒本部設置運営のための総務部職員 ①情報収集活動及び災害応急対応配備 ②災害対策本部移行への対応	上記に加え、総務部管理職等(指定職員)
災害対策本部	1号配備	■気象警報(大雨、洪水、暴風、大雪)又は水防警報が発表され、市域に局地的な災害が発生した場合 ■二次災害が発生し、拡大するおそれがある場合	■災害対策本部員、本部連絡員、本部事務局各班員 ①本部会議の開催 ②本部事務局の設置・運営 ■副部長職の職員 ①部長及び部内各班との連絡調整 ■係長職以上の職員 ①各班体制における応急対策の実施 ■避難所担当者 ①避難所の開設・運営	■災害対策本部会議室集合 本部員、本部連絡員 ■災害対策本部事務局集合 本部事務局各班員 ■勤務場所集合 副部長、課長、係長 ■各避難所集合 避難所担当者
	2号配備	■数地域に災害が発生した場合 ■被害が拡大するおそれがあり、1号配備で対処できない場合	■係長代理職の職員 ①所属長の指示する応急対策の実施 ■緊急登庁指定職員 ①本部の指示する応急対策の実施	■勤務場所集合 係長代理 ■災害対策本部事務局集合 緊急登庁指定職員
	3号配備	■全地域に激甚な災害が発生したとき、若しくは災害が拡大するおそれがあり、2号配備で対処できない場合	■全職員 ①組織の総力を挙げて応急対応を実施	

(2) 消防団の非常配備

①消防団の受持区域等

各部の受持区域は資料10-1のとおりである。

⇒資料10-1 太田市消防団受持区域一覧表

②水防管理者は、水防法第16条に基づき水防警報が発表されたとき、又は河川の水位が氾濫注意水位に達したとき、その他水防上必要があると認めるときは、消防団を次に定める基準により出動させ、又は出動の準備をさせる指令を発する。この場合、資料10-2により直ちに太田土木事務所長に報告するものとする。

⇒資料10-2 水防活動速報報告書

配備区分	配備基準	配備体制
待 機	1. 洪水予・警報等、河川状況により必要と認められるとき。 2. 県水防本部が待機の態勢に入ったとき。 3. 水防警報（待機）が発せられたとき。	消防団長は、消防本部との連絡体制を整え、その後の状況を把握することに努め、また、一般団員を直ちに次の段階に入るような態勢におくものとする。
準 備	1. 河川の水位が消防団待機水位に達し、なお上昇のおそれがあり、かつ、出動の必要が予想されるとき。 2. 気象状況等により、水害の危険が予知されるとき。	消防団長は、指揮系統を利用し、資材の整備点検、作業員の配備計画等に当たり、水門等の水防上重要工作物のある場所への派遣、水位観測所、堤防巡視等のため、団員を出動させるものとする。
出 動	1. 水防警報（出動）が発せられたとき。 2. 河川の水位が氾濫注意水位に達したとき。 3. 急激な豪雨があったとき。 4. 堤防に特に危険な箇所がある場合等で、水防活動を行う必要が認められるとき。	消防団長は、消防団員を所定の詰所に集合させ、警戒配備につくものとする。
解 除	水防管理者から解除の指令があったとき。	

(3) 集中豪雨時の非常配備

集中豪雨による災害を防除し、その災害による被害を軽減するため太田市水防計画に準じて消防機関等の活動と運用について資料10-3の実施要領を定めるものとする。

⇒資料10-3 豪雨防災配備要領

10.2 巡視及び警戒

(1) 平常時

水防管理者、消防機関の長（以下この章において「水防管理者等」という。）は、随時区域内の河川、堤防、水防施設を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、堤防、水防施設の管理者（以下「河川等の管理者」という。）に連絡をして、必要な措置を

求めるものとする。

上記に係る通知を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に通知するものとする。

河川等の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に通知するものとする。

水防管理者等が、出水期前や洪水経過後、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、必要に応じて河川の管理者に立会又は共同で行うことを求めることができるものとする。

(2) 出水（洪水）時

水防管理者は、県から非常配備体制が指令されたときは、河川等の監視及び警戒を更に厳重にし、特に既往の被害箇所その他重要な箇所を中心として巡視するものとする。また、次の状態に注意し、異常を発見したときは直ちに水防作業を実施するとともに、太田土木事務所長及び河川の管理者に報告する。

- ①越水のおそれのある箇所の水位の上昇
- ②堤防の上端の亀裂又は沈下
- ③川側堤防斜面で水当たりの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- ④居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- ⑤排・取水門の両軸又は底部からの漏水と扉の締まり具合
- ⑥橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異常

10.3 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。

水防作業の際、作業員は手袋、命綱、ライフジャケット等及び安否確認可能にするため、非常時でも使用可能な通信機器（MC A無線等）を携行又は活動車両に積載し、状況に応じて使用し、作業員自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。また、避難誘導の際も、作業員自身の安全は確保しなければならない。

10.4 警戒区域の指定

水防上緊急の必要がある場所においては、消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入を禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。

また、消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、これらの職権を行うことができるものとする（法第21条第1項及び第2項）。

10.5 避難のための立退き

- (1) 洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者は、必要と認める区域の住民に対し、立退き又はその準備を指示するとともに、太田警察署長に通報しなければならない。
- (2) 水防管理者は、避難のための立退きを指示した場合は、その状況を太田土木事務所長に速やかに報告するものとする。
- (3) 水防管理者は、太田警察署長及び消防機関の長と協議のうえ、立退き予定先を住民に周知しておくものとする。
- (4) 避難に関しては、「避難情報の判断・伝達マニュアル」によるものとする。

10.6 決壊等の通報

- (1) 堤防その他の施設が決壊、及びこれに準ずべき事態が生じたときは、水防管理者は、直ちにその旨を太田土木事務所長、及び氾濫する方向の隣接水防管理団体へ通報するものとする。
- (2) 通報すべき隣接水防管理団体は次のとおりとする。

団体	住所	連絡先
大泉町役場	邑楽郡大泉町日の出 55 番 1 号	0276-63-3111
館林地区消防組合 (管轄区域：館林市、邑楽町、千代田町、 明和町、板倉町)	館林市上赤生田町 4050-1	0276-72-8360

10.7 水防配備の解除

水防管理者は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ、危険がなくなったときは、水防の非常配備体制を解除し、これを一般に周知するとともに太田土木事務所長へ通報するものとする。

第 11 章 水防信号及び水防標識

11.1 水防信号

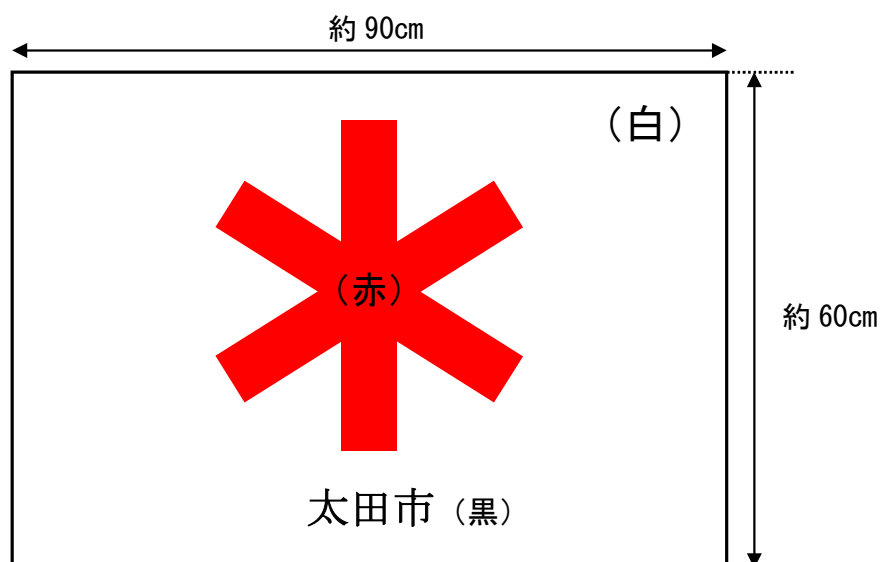
水防法第 20 条の規定による水防に用いる信号は次のとおりとする。

	要件	警 鐘 信 号	サイレン信号
第 1 信号	消防機関に属する者全員が出動すべきことを知らせる。	○－○－○ ○－○－○ ○－○－○	5 秒 6 秒 5 秒 6 秒 5 秒 6 秒 ○－休止 ○－休止 ○－休止
第 2 信号	必要と認める区域内の居住者に避難のため立退きを知らせる。	乱 打	3 秒 2 秒 3 秒 2 秒 3 秒 2 秒 ○－休止 ○－休止 ○－休止
備考	1 信号は適宜の時間継続すること。 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。 3 危険が去ったときは、口頭伝達等により周知させるものとする。 4 地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防信号を発する。		

11.2 水防標識

水防作業の実施に当たり作業の正確、敏速かつ規律正しい団体行動とるため水防標識を次のように定める。

ただし、消防章をこれに充てて使用しても差し支えない。



第12章 協力及び応援

12.1 河川管理者の協力

河川管理者（国土交通省直轄河川、県管理河川）は、自らの業務に照らし可能な範囲で、水防管理団体、水防管理者が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- （１） 水防管理団体に対して、河川に関する情報（川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、ＣＣＴＶの映像、ヘリ巡視の画像）の提供
- （２） 水防管理団体に対して、氾濫（決壊又は溢流）想定地点ごとの氾濫水到達市町村の事前提示、及び水防管理者等から異常な漏水等についての通報を受けた場合には通報すべき関係者（関係機関・団体）の提示
- （３） 堤防又はダムが決壊したとき又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したとき（氾濫発生情報を発表する場合を除く）、河川管理者による関係者及び一般への周知
- （４） 重要水防箇所の合同点検の実施
- （５） 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- （６） 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- （７） 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣

12.2 下水道管理者の協力

下水道管理者（県知事、市長）は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

＜下水道管理者の協力が必要な事項＞

- （１） 水防管理団体に対して、下水道に関する情報（ポンプ場の水位、下水道管理施設の操作状況に関する情報、ＣＣＴＶの映像）の提供
- （２） 水防管理団体に対して、氾濫想定地点ごとの氾濫水到達区域の事前提示
- （３） 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- （４） 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、下水道管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- （５） 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣

12.3 水防管理団体相互の応援及び相互協定

水防管理者は、水防のため緊急の必要があるときは、消防相互応援協定に基づき応援を求めるものとする。応援要請は、電話・県防災行政無線電話、消防無線、電報又は特使をもって行う。

また、他協定団体から応援を求められた場合は、自らの水防活動等に支障がない限りその求めに応じるものとする。

応援のため派遣された者は、水防について応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

なお、消防相互応援協定については、「太田市地域防災計画 第1部 災害予防 第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え 第8節 防災関係機関の連携体制の整備」に定めるとおりとする。

12.4 警察官の援助要求

水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、法第22条により太田警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

12.5 自衛隊の派遣要請

水防管理者は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、災害対策基本法第68条の2に基づき、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求するものとする。派遣要請の要求に当たっては次の事項を明らかにするものとする。

- ①災害の状況及び派遣要請を要求する事由
- ②派遣を希望する期間
- ③派遣を希望する区域及び活動内容
- ④派遣部隊が展開できる場所
- ⑤派遣部隊との連絡方法、その他参考となるべき事項

12.6 国（河川事務所、地方气象台等）及び県（太田土木事務所）との連携

（1）水防連絡会

市は、県や国土交通省河川事務所が開催する水防連絡会に参加し、重要水防箇所、河川改修状況、堤防整備状況、水防警報、洪水予報の連絡系統、既往洪水における出水状況、水防資材整備状況、その他水防に必要な河川情報について情報収集を行う。

（2）ホットライン

市は、河川の水位状況については国土交通省（利根川上流・渡良瀬川）河川事務所及び県（太田土木事務所）とのホットラインにより、また気象状況については前橋地方气象台とのホットラインにより、迅速かつ十分な情報共有に努めるものとする。

12.7 企業（地元建設業等）との連携

市は、出水時の水防活動に際し、緊急防災作業に関して太田市災害応援企業各社と「太田市の災害応援に関する協定」を締結している。協定書は資料12-1のとおりである。なお、協定締結等の所管は道路整備課で行う。

⇒資料12-1 太田市の災害応援に関する協定

12.8 住民、自主防災組織等との連携

市は、水防活動の実施に当たっては、地域住民、自主防災組織等との連携を図り、水防のため必要があるときは、住民等に水防活動への協力を求めるものとする。

第 13 章 費用負担と公用負担

13.1 費用負担

本市の水防に要する費用は、法第 41 条により本市が負担するものとする。

ただし、本市の水防活動によって次に掲げる場合においては、水防管理者相互間においてその費用の額及び負担の方法を協議して定め、協議が成立しない場合は、知事にあつせんを申請するものとする。

- (1) 法第 23 条の規定による応援のための費用
- (2) 法第 42 条の規定により、著しく利益を受ける他の市町村の一部負担

13.2 公用負担

(1) 公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者又は消防機関の長は水防の現場において次の権限を行使することができる（法第 28 条第 1 項）。

- ① 必要な土地の一時使用
- ② 土石、竹林その他の資材の使用若しくは収用
- ③ 車両その他の運搬用機器の使用
- ④ 排水用機器の使用
- ⑤ 工作物その他の障害物の処分

(2) 公用負担権限委任証

公用負担を命ずる権限を行使する者はその身分証明書を、又はこれらの者の委任を受けた者は、次に定める公用負担権限委任証を携行し、必要がある場合は、これを提示するものとする。

【公用負担権限委任証】

公用負担権限委任証	
職名 氏名	
上記の者に太田市水防区域における水防法第 28 条第 1 項の権限行使について委任したことを証明する。	
年 月 日	
水防管理者	印

(3) 公用負担命令書

公用負担の権限を行使する者は、次に定める公用負担命令書を 2 通作成して、その 1 通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付するものとする。

【公用負担命令書】

公用負担命令書	
負担者	住所
	氏名
	様
水防法第 28 条第 1 項の規定により、次のとおり公用負担を命ずる。	
1	目的物
	(1) 所在地
	(2) 名 称
	(3) 種 類
	(4) 数 量
2	負担内容
	(使用、収用、処分等について詳細に記入すること)
	年 月 日
	命令者 職氏名
	印

(4) 損失補償

本市は、公用費用の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第 14 章 水防報告

水防管理者は、水防活動が終結したときは、その状況を速やかに次の資料 14－1（様式 1）、資料 14－2（様式 2）、資料 14－3（様式 3）により、太田土木事務所長を経由し知事に報告するものとする。

⇒資料 14－1 （様式 1）水防実施状況報告書

⇒資料 14－2 （様式 2）水防実施箇所別表

⇒資料 14－3 （様式 3）水防活動報告書

第 15 章 水防訓練

市は、法第 32 条の 2 の規定により、毎年、消防機関の水防訓練を実施し、水防技術の向上を図るものとする。

第 16 章 洪水浸水想定区域等における 円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

16.1 洪水浸水想定区域の指定状況

水防法第 14 条第 1 項の規定により、国土交通大臣及び知事は、洪水予報河川及び水位周知河川について、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

本市に関する洪水浸水想定指定区域図は次のとおりである。

【直轄河川】

河川	公表	機関
利根川洪水浸水想定区域図	平成 29 年 7 月公表	国土交通省関東地方整備局 利根川上流河川事務所
広瀬川洪水浸水想定区域図		
早川洪水浸水想定区域図		
渡良瀬川洪水浸水想定区域図	平成 29 年 7 月公表	国土交通省関東地方整備局 渡良瀬川河川事務所

【県管理河川】

河川	公表	
石田川・蛇川洪水浸水想定区域図	平成 29 年 6 月公表	群馬県県土整備部河川課
早川洪水浸水想定区域図		
広瀬川洪水浸水想定区域図		
粕川洪水浸水想定区域図		
利根川（県央区間）洪水浸水想定区域図		

16.2 洪水浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置

市防災会議は、洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水浸水想定区域の指定があったときは、太田市地域防災計画において、当該洪水浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

- ①洪水予報、水位到達情報の伝達方法
- ②避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
- ③洪水浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
 - ア 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を

要する者が利用する施設)でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの

イ 大規模な工場その他の施設（アに掲げるものを除く。）であって国土交通省令で定める基準を参酌して市の条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者からの申出があった施設に限る。）

④その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難確保を図るために必要な事項

法第 15 条第 1 項の規定により太田市地域防災計画に定められた要配慮者利用施設は、**地域防災計画【資料編】資料 12－1**のとおりであり、洪水時にはこれらの資料を活用して住民の円滑かつ迅速な避難の確保を図る。

⇒**地域防災計画【資料編】資料 12－1 浸水想定区域内要配慮者利用施設一覧表**

16.3 太田市防災マップ（洪水ハザードマップ）

本市では、洪水浸水想定区域の指定に基づき、当該洪水浸水区域ごとに、洪水予報の伝達方法、避難場所等円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、太田市防災マップを作成・印刷し、各世帯に配布しており、市のホームページに掲載している。

このマップを有効活用して、平常時からの防災意識の向上と自主的な避難の心構えを養い、水災時には住民の円滑かつ迅速な避難の確保を図る。

16.4 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

法第 15 条第 1 項の規定により太田市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市長に報告するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うものとする。

さらに、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

16.5 大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

法第 15 条第 1 項の規定により太田市地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

太田市水防計画

2025年4月作成

編集・発行 太田市

事務局 太田市 総務部 危機管理室
太田市浜町2番35号
0276-47-1111（代表）
